

最低制限価格制度の運用について（改正）

令和5年3月

1. 目的

最低制限価格は地方自治法で設定することができるとされています。

最低制限価格制度は、工事又は製造その他についての請負契約の入札において、契約内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設け、予定価格と最低制限価格の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものです。

2. 対象の契約

松阪市建設工事入札事務取扱要綱に定める、条件付き一般競争入札及び指名競争入札に付する以下の契約とします。

- (1) 工事請負契約（土木一式工事、建築一式工事等）
- (2) 測量業務・建設コンサルタント業務・補償コンサルタント業務・建築士事務所業務、地質調査業務、除草等業務

3. 最低制限価格の設定方法

最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額とする。以下同じ。）の算出の基礎となったそれぞれの費目の金額に対し、下記の最低制限価格算定基準に記載の業種区分によるそれぞれの率を乗じて得た①から④の合計額（千円未満切り捨て）とする。

ただし、その算定額が予定価格に別記の最低制限価格の範囲に定める上限の率を乗じた金額（千円未満切り捨て、以下「上限額」という。）と下限の率を乗じた金額（千円未満切り上げ、以下「下限額」という。）の範囲外となった場合は、範囲を超える場合においては上限額を、範囲を下回った場合においては下限額を最低制限価格とする。

■最低制限価格算定基準

工事請負契約				
業種区分	①	②	③	④
土木一式、舗装、造園、水道本管、水道給水、管（建築以外）、路面表示、道路付属物設置ほか	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.9	現場管理費 ×0.9	一般管理費等 ×0.68
建築一式、電気（建築）、管（建築）、内装仕上、防水、塗装、解体ほか	直接工事費 ×0.9×0.97	共通仮設費 ×0.9	（直接工事費×0.1 ＋現場管理費） ×0.9	一般管理費等 ×0.68
機械器具設備、鋼構造物、電気（建築以外）	（直接工事費＋ 直接製作費） ×0.97	（共通仮設費＋ 間接労務費） ×0.9	（現場管理費＋工場 管理費＋設計技術費 ＋据付間接費） ×0.9	一般管理費等 ×0.68

業種区分	①	②	③	④
電気・通信（電気設備工事及び下水関係を除く）	機器単体費 × 0.907 + 直接工事費 × 0.97	共通仮設費 × 0.9	（現場管理費＋機器間接費） × 0.9	一般管理費等 × 0.68
下水関係の機械器具設備、電気・通信	機器費 × 0.907 + 直接工事費 × 0.97	共通仮設費 × 0.9	（現場管理費＋設計技術費＋据付間接費） × 0.9	一般管理費等 × 0.68
橋梁製作・架設	直接工事費 × 0.97	（共通仮設費＋間接労務費） × 0.9	（現場管理費＋工場管理費） × 0.9	一般管理費等 × 0.68
水管橋製作・架設	（直接工事費＋直接製作費） × 0.97	（共通仮設費＋間接労務費） × 0.9	（現場管理費＋据付管理費＋工場管理費＋設計技術費＋※2 輸送費） × 0.9	一般管理費等 × 0.68

※1 スクラップ評価額が計上されている場合は、直接工事費に含むものとします。

※2 表中の※2 輸送費は、共通仮設費や直接工事費等に含まれる場合は計上しません。

※3 記載のない業種区分については、適宜の割合とします。

業務委託契約				
業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 × 0.48	—
建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 × 0.9	一般管理費等の額 × 0.48
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 × 0.9	一般管理費等の額 × 0.45
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 × 0.9	解析等調査業務費の額 × 0.8	諸経費の額 × 0.48
建築士事務所業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額 × 0.6	諸経費の額 × 0.6
除草等業務	直接工事費 × 0.97	共通仮設費 × 0.9	現場管理費 × 0.9	一般管理費等 × 0.68

※1 建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務における、（直接人件費＋直接経費）は直接原価とします。

※2 表に記載のない業種区分による場合は、発注公告により公表をします。

※3 複数の諸経費体系で構成された業務を合冊して発注する場合は、各々の業務の諸経費体系ごとに算出した①から④の合計額を合算（千円未満切り捨て）して最低制限価格とする。

(別記) 最低制限価格の範囲

建設工事及び業務委託における最低制限価格は、下記に記載の範囲とする。また、複数の業務を合冊して発注する場合においては、主たる業務（予定価格に占める割合の大きい業務）を対象として最低制限価格の範囲を設定します。

- 建設工事（除草等の業務委託を含む。）

最低制限価格は、予定価格の75%以上92%以下とする。

- 測量業務

最低制限価格は、予定価格の60%以上82%以下とする。

- 建設コンサルタント・補償コンサルタント・建築事務所業務

最低制限価格は、予定価格の60%以上80%以下とする。

- 地質調査業務

最低制限価格は、予定価格の67%以上85%以下とする。